

関係事業所管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

指定通所介護及び指定通所リハビリテーションにおける事業所規模  
の区分の確認について

令和7年度の指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所の介護報酬の基になる事業所規模の区分については、令和6年度（令和6年4月～令和7年2月の11ヶ月）の1月当たりの平均利用延人員数によって決定します。（前年度の実績が6月に満たない事業者又は前年度から25%以上定員を変更する事業者の場合、別の算定方式となりますので、ご注意ください。）

令和7年度も継続して事業を実施する事業所は、事業所規模の区分が変更になるかどうかを確認し、変更になる場合は下記のとおり届出書を提出してください。

なお、区分に変更がない場合には、提出する必要はありません。

記

1. 提出書類

- （1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- （2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- （3）事業所規模算出の根拠書類（別紙1、別紙2又は別紙3参照、事業所作成の任意様式でも可）

2. 提出期限 令和7年3月14日（金）

※ 令和7年4月1日付けで介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の変更がある場合は、事業所規模の変更と併せて一度に提出してください。

3. 提出先 ○所在地が高松市内である事業所

高松市健康福祉局 長寿福祉部介護保険課 相談指導係  
電話（087）839-2326

○所在地が高松市以外である事業所

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ  
電話（087）832-3269

4. その他

（1）事業所規模算出については、次の参考様式を掲載しますので、ご活用ください。

- ①別紙1 規模別報酬計算表（通所介護）
- ②別紙2 規模別報酬計算表（通所リハビリテーション）
- ③別紙3 大規模事業所（特例）計算シート（通所リハビリテーション）

〔参考 1〕

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第 36 号 平成 12 年 3 月 1 日抜粋）

<通所介護>

第 2 居宅サービス単位数表に関する事項 7 通所介護費（6）事業所規模による区分の取扱い

① 事業所規模による区分については、施設基準第五号イ（1）に基づき、前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第 1 号通所事業の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該第 1 号通所事業における前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が第 1 号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該第 1 号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。

② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3 時間以上 4 時間未満、4 時間以上 5 時間未満の報酬を算定している利用者（2 時間以上 3 時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた第 1 号通所事業の利用者の計算に当たっては、第 1 号通所事業の利用時間が 5 時間未満の利用者については、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、利用時間が 5 時間以上 6 時間未満、6 時間以上 7 時間未満の利用者については、利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とする。ただし、第 1 号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、1 月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に 7 分の 6 を乗じた数によるものとする。

③ 前年度の実績が 6 月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。）又は前年度から定員を概ね 25% 以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の 90% に予定される 1 月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

④ 毎年度 3 月 31 日時点において、事業を実施している事業者であって、4 月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3 月を除く。）の 1 月当たりの平均利用延人員数とする。

⑤ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例については、別途通知（令和 3 年 3 月 16 日老認発 0316 第 4 号・老老発 0316 第 3 号 介護保険最新情報 Vol. 937）を参照すること。

（7）の 2 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱いについて

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例については、別途通知を参照すること。

## <通所リハビリテーション>

### 第2 居宅サービス単位数表に関する事項 8 通所リハビリテーション (10) 平均利用延人員数の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第六号イ（１）に基づき、前年度の１月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の１月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、１時間以上２時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の１を乗じて得た数とし、２時間以上３時間未満の報酬を算定している利用者及び３時間以上４時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、４時間以上５時間未満の報酬を算定している利用者及び５時間以上６時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用時間が２時間未満の利用者については、利用者数に４分の１を乗じて得た数とし、２時間以上４時間未満の利用者については、利用者数に２分の１を乗じて得た数とし、利用時間が４時間以上６時間未満の利用者については、利用者数に４分の３を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

また、１月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に７分の６を乗じた数によるものとする。
- ③ 前年度の実績が６月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員をおおむね２５％以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の９０％に予定される１月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
- ④ 毎年度３月３１日時点において、事業を実施している事業者であって、４月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（３月を除く。）の１月当たりの平均利用延人員数とする。
- ⑤ 平均利用延人員数が 750 人超の事業所であっても、算定する月の前月において、以下に示す基準を満たしている場合は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定することができる。
  - a 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が 80%以上であること。利用者の総数とは、前月に当該事業所において通所リハビリテー

ションを利用することを通所リハビリテーション計画上位置づけている者の人数とする。

- b 「専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等）が、利用者の数を 10 で除した数以上確保されていること」の要件の算出式は以下の通りとする。

$$\frac{(\text{通所リハビリテーション計画に位置付けられた利用時間} \times \text{各利用時間の利用人数}) \text{の合計}(\text{※1})}{\text{理学療法士等の通所リハビリテーション事業所における勤務時間の合計}(\text{※2})} \leq 10$$

(※1) 各利用時間の下限で計算する。(例：2～3時間利用の利用者が4人の場合、2（時間）×4（人）として計算。)

(※2) 所定労働時間のうち通所リハビリテーション事業所の業務に従事することとされている時間とし、必ずしも利用者に対し通所リハビリテーションを提供している時間に限らないことに留意する。

- ⑥ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例については、別途通知(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号 介護保険最新情報 Vol.937)を参照すること。

## 〔参考２〕

### 介護報酬Ｑ＆Ａ（通所介護・通所リハビリテーション共通）

#### （１）事業所規模区分（24.3.30 問10）

問 事業所規模による区分について、前年度の１月あたりの平均利用延人員数により算定すべき通所サービス費を区分しているが、具体的な計算方法如何。

答 以下の手順・方法に従って算出すること。

- ① 各月（暦月）ごとに利用延人員数を算出する。
- ② 毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数にのみ7分の6を乗じる（小数点第3位を四捨五入）
- ③ ②で算出した各月（暦月）ごとの利用延人員数を合算する。
- ④ ③で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。

※ ②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。

〔具体例〕 6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計

|      | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 計       |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 延べ人数 | 305.00 | 310.50 | 340.75 | 345.50 | 339.25 | 345.50 | 350.75 | 309.50 | 300.75 | 310.50 | 301.00 | —       |
| ×6/7 | —      | —      | 292.07 | 296.14 | 290.79 | 296.14 | 300.64 | —      | —      | —      | —      | —       |
| 最終人数 | 305.00 | 310.50 | 292.07 | 296.14 | 290.79 | 296.14 | 300.64 | 309.50 | 300.75 | 310.50 | 301.00 | 3313.03 |

→ 利用延べ人数（4月～2月）・・・3313.03人

平均利用延人員数＝3313.03人÷11ヶ月＝301.184・・・人

#### （２）同一事業所で2単位以上提供する場合の計算（H21.3.23 問52）

問 同一事業所で2単位以上の通所介護を提供する場合、規模別報酬の算定は単位毎か、すべての単位を合算するのか。

答 実績規模別の報酬に関する利用者の計算は、全ての単位を合算で行う。

#### （３）定員変更の例外的適用の取扱い（H20.4.21 問24）

問 通所介護等の事業所規模区分の計算に当たっては、

- ①原則として、前年度の１月当たりの平均利用延べ人員数により、
  - ②例外的に、前年度の実績が6月に満たない又は前年度から定員を25%以上変更して事業を行う事業者においては、便宜上、利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、
- 事業所規模の区分を判断することとなる。

しかし、②を利用することにより、年度末に定員規模を大幅に縮小し、年度を越して当該年度の事業所規模が確定した後に定員を変更前の規模に戻す等、事業所規模の実態を反映しない不適切な運用が行われる可能性も考えられるが、その対応如何。

答 事業所規模の区分については、現在の事業所規模の実態を適切に反映させる方法により決定されるべきであることから、定員変更により②を適用する事業所は、前年度の実績（前年度の4月から2月まで）が6月以上ある事業所が、年度が変わる際に定員を25%以上変更する場合のみとする。